



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和6年4月1日月曜日 第496号外4

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会規程の一部改正..... (行政経営課) 1
 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法の一部改正..... (") 2
 愛媛県青少年保護審議会規程の一部改正..... (子育て支援課) 2
 加入区の設定（特定養殖共済）..... (漁政課) 2
 加入区の設定及び廃止（養殖共済）..... (") 2
 加入区の設定及び廃止（漁獲共済）..... (") 7
 漁業の免許（2件）..... (水産課) 7
 遊漁規則の認可..... (")36
 県営住宅の家賃の収納事務の委託..... (建築住宅課)50
 道路の供用開始（県道桜井山路線）..... (東予地方局今治土木事務所)50

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程..... (監査事務局)51

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則..... (教育総務課)52
 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則..... (高校教育課)54

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令..... (教育総務課)56

人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局)58
 職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則..... (")58
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則..... (")61
 管理監督職務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則..... (")67

人事委員会告示

へき地学校等の指定の一部改正..... (人事委員会事務局)68

選挙管理委員会告示

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程..... (選挙管理委員会)68

県議会訓令

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令..... (議会議務局)69

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課)70

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令..... (公営企業管理局総務課)73

告 示

○愛媛県告示第298号

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会規程（平成23年3月愛媛県告示第376号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

宇区第247号	” ”	”	”
宇区第248号	” ”	”	”
宇区第249号	” ”	”	”
宇区第250号	” ”	”	”
宇区第251号	” ”	”	”

○愛媛県告示第305号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条第1項の規定に基づき令和6年4月1日次のように共同漁業及び区画漁業を免許した。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
内共第1号	四国中央市富郷町津根山字寺野352番地7 銅山川漁業協同組合	令和5年12月26日愛媛県告示 第1344号のとおり	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで
内共第2号	四国中央市土居町天満110番地1 土居町内水面漁業協同組合	”	”
内共第3号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	”	”
内共第4号	” ”	”	”
内共第5号	西条市中野甲1172番地4 加茂川漁業協同組合	”	”
内共第6号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	”	”
内共第7号	” ”	”	”
内共第8号	西条市丹原町田野上方2156番地5 中山川漁業協同組合	”	”
内共第9号	” ”	”	”
内共第10号	今治市玉川町法界寺甲114番地1 蒼社川漁業協同組合	”	”
内共第11号	伊予郡松前町大字浜597 松前町漁業協同組合	”	”
		外1名	
内共第12号	伊予郡砥部町五本松436番地 重信川漁業協同組合	”	”
内共第13号	松山市東川町甲105番地 湯山漁業協同組合	”	”
内共第14号	上浮穴郡久万高原町上黒岩2912番地 面河川漁業協同組合	”	”
内共第15号	大洲市長浜甲1021番地地先 長浜町漁業協同組合	”	”
内共第16号	” ”	”	”
内共第17号	大洲市柚木1034番地3 肱川漁業協同組合	”	”
内共第18号	西予市野村町野村12号470番地 肱川上流漁業協同組合	”	”
内共第19号	宇和島市三間町音地289番地 広見川漁業協同組合	”	”
内共第20号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	”	”

内共第21号	宇和島市津島町岩松388番地5 岩松川漁業協同組合	"	"
内区第1号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	"	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
内区第2号	" "	"	"
内区第3号	" "	"	"
内区第4号	" "	"	"
内区第5号	西条市禎瑞676番地 高橋 昇 外5名	"	"
内区第6号	今治市新谷甲298番地の1 丹下 榮	"	"
内区第7号	" "	"	"
内区第8号	" "	"	"
内区第9号	" "	"	"

○愛媛県告示第306号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日次のように遊漁規則を認可した。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

銅山川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の名称及び住所
銅山川漁業協同組合
四国中央市富郷町津根山字寺野352番地7
- 2 漁業権の免許番号
内共第1号
- 3 遊漁規則の施行の日
令和6年4月1日
- 4 遊漁規則の全文（様式は、省略）

（目的）

第1条 この規則は、銅山川漁業協同組合の有する内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、あまご、にじますをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において、手釣、竿釣、友釣、たも網、せん及び擬餌の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第8条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において、前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書（様式第1号）を組合に提出し、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請を承認することにより、水産動物の採捕に著しい支障を生じるおそ

れがあると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第8条第2項に掲げる特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限及び禁止）

第3条 瀬張り、やな、狩刺網、やす及び掛針の漁具、漁法により遊漁してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
た も 網	口径30センチメートル以内
せ ん	連結禁止・せんの使用は5本までとする。

（遊漁期間）

第4条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法による遊漁期間は7月1日から翌年3月31日までの間とする。

（禁止区域）

第5条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれの右欄の期間中は遊漁してはならない。

区 域	期 間
長瀬橋から上流の銅山川本支流	10月1日から 翌1月31日まで
柳瀬ダムえん堤から上流270メートル以内の区域	1月1日から 12月31日まで
別子ダムえん堤から上流200メートル以内の区域	同 上
富郷ダムえん堤から下流320メートル以内の区域	同 上
富郷ダムえん堤から上流700メートル以内の区域	同 上

（期間の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、右欄に掲げる期間内であれば採捕してはならない。

(愛媛県報令和5年12月26日第472号外1 別記)

内水面における区画漁業及び共同漁業に
係る内水面漁場計画の内容

1 免許番号 内共第1号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 銅山川

イ 漁場の区域

四国中央市金砂町柳瀬ダムえん堤上流端から上流の本流及び支流

ウ 漁業の種類

第5種共同漁業（あゆ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、あまご漁業及びにじます漁業）

エ 漁業時期

あゆ漁業 6月1日から12月31日まで

こい漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 〃

あまご漁業 2月1日から9月30日まで

にじます漁業 〃

オ 関係地区 四国中央市金砂町、富郷町及び新居浜市別子山地区

2 免許番号 内共第2号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 関川

イ 漁場の区域

関川の熊谷橋（国道11号線架橋）上流端の線から上流の本流及び支流、西谷川の本ノ川橋上流端の線から上流の本流及び支流並びに浦山川の浦山川橋上流端の線から上流の本流及び支流

ウ 漁業の種類 第5種共同漁業（あまご漁業）

エ 漁業時期 2月1日から9月30日まで

オ 関係地区 四国中央市土居町

3 免許番号 内共第3号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 渦井川

イ 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の西条市横黒元橋上流端及び西条市永易玉津橋上流端に達する区域

基点 A 西条市船屋渦井川右岸碇神社護岸開口中央玉津標識1号

B 西条市市塚渦井川左岸水門北端玉津標識2号

ウ 漁業の種類 第1種共同漁業（あおさ漁業、あおのり漁業及びあさり漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 10月1日から翌5月31日まで

あおのり漁業 〃

あさり漁業 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区 西条市玉津地区

4 免許番号 内共第4号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 加茂川

イ 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の西条市古川橋上流端に達する区域。ただし、西条市古川橋上流端から下流100メートルまでの区域を除く。

基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号

B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あおのり漁業、おごのり漁業、あさり漁業、おおのがい漁業及びはまぐり漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 10月1日から翌5月31日まで

あおのり漁業 〃

おごのり漁業 〃

あさり漁業 1月1日から12月31日まで

おおのがい漁業 〃

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

オ 関係地区 西条市禎瑞地区及び神拝地区

5 免許番号 内共第5号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 加茂川

イ 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号

B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号

ウ 漁業の種類 第5種共同漁業（あゆ漁業、うなぎ漁業及びあまご漁業）

エ 漁業時期

あゆ漁業 6月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 2月1日から9月30日まで

オ 関係地区

西条市（西条市丹原町、同市壬生川及び同市小松町（石鎚地区を除く）を除く）

6 免許番号 内共第6号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 中山川

イ 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の西条市禎瑞境橋下流端及び同市新兵衛新兵衛橋下流端に達する区域

基点 A 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号

B 西条市氷見甲中山川左岸標識4号

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あおのり漁業、おごのり漁業、あさり漁業、おおのがい

漁業及びはまぐり漁業)

エ 漁業時期

あおさ漁業 10月1日から翌5月31日まで

あおのり漁業 〃

おごのり漁業 〃

あさり漁業 1月1日から12月31日まで

おおのがい漁業 〃

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

オ 関係地区 西条市禎瑞地区

7 免許番号 内共第7号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 猪狩川

イ 漁場の区域

西条市禎瑞境橋上流端から同市西泉甲猪狩川橋下流端に達する区域。ただし、西条市西泉甲猪狩川橋下流端から下流200メートルまでの区域を除く。

ウ 漁業の種類

第1種共同漁業（あおさ漁業、あおのり漁業、おごのり漁業、あさり漁業、おおのがい漁業及びはまぐり漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業 10月1日から翌5月31日まで

あおのり漁業 〃

おごのり漁業 〃

あさり漁業 1月1日から12月31日まで

おおのがい漁業 〃

はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで

オ 関係地区 西条市禎瑞地区

8 免許番号 内共第8号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 中山川

イ 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号

B 西条市氷見甲中山川左岸標識4号

ウ 漁業の種類

第5種共同漁業（あゆ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、あまご漁業及びもくずがに漁業）

エ 漁業時期

あゆ漁業 6月1日から12月31日まで

こい漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 〃

あまご漁業 2月1日から9月30日まで

もくずがに漁業 9月1日から翌3月31日まで

オ 関係地区

西条市周布、吉田、広江、玉之江、今在家、石田、氷見、禎瑞、丹原町及び小松町（石鎚については湯浪のみ）並びに東温市滑川及び河之内（落手及び土谷）

9 免許番号 内共第9号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 中山川

イ 漁場の区域

西条市新兵衛橋下流端から中山川橋下流端までの間の中山川本流及び中山川とその支流小松川との合流点から最初の橋までの間の小松川

ウ 漁業の種類 第1種共同漁業（しじみ漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

西条市周布、吉田、広江、玉之江、今在家、石田、氷見、禎瑞、丹原町及び小松町（石鎚については湯浪のみ）並びに東温市滑川及び河之内（落手及び土谷）

10 免許番号 内共第10号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 蒼社川

イ 漁場の区域 今治市東門橋の上流端の線から上流の本流及び支流

ウ 漁業の種類 第5種共同漁業（あゆ漁業、こい漁業、うなぎ漁業及びあまご漁業）

エ 漁業時期

あゆ漁業 6月1日から12月31日まで

こい漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 〃

あまご漁業 2月1日から9月30日まで

オ 関係地区 今治市

11 免許番号 内共第11号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 重信川

イ 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流1,000メートルに達する区域

基点 A 松山市西垣生町重信川右岸標識1号

B 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

ウ 漁業の種類 第1種共同漁業（あおさ漁業及びあおのり漁業）

エ 漁業時期 10月1日から翌5月31日まで

オ 関係地区 松山市西垣生町及び伊予郡松前町

12 免許番号 内共第12号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 重信川

イ 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流。ただし、石手川岩堰橋上流の本流及び支流を除く。

基点 A 松山市西垣生町重信川右岸標識1号

B 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

ウ 漁業の種類

第5種共同漁業（あゆ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、あまご漁業及びもくずがに漁業）

エ 漁業時期

あゆ漁業 6月1日から12月31日まで

こい漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 〃

あまご漁業 2月1日から9月30日まで

もくずがに漁業 8月1日から翌5月31日まで

オ 関係地区 松山市、伊予市、東温市、伊予郡松前町及び同郡砥部町

13 免許番号 内共第13号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 石手川

イ 漁場の区域 岩堰橋上流端から上流の本流及び支流

ウ 漁業の種類 第5種共同漁業（あゆ漁業及びあまご漁業）

エ 漁業時期

あゆ漁業 6月1日から12月31日まで

あまご漁業 3月1日から9月30日まで

オ 関係地区 松山市

14 免許番号 内共第14号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 仁淀川

イ 漁場の区域 高知県境から上流の本流及び支流

ウ 漁業の種類 第5種共同漁業（あゆ漁業、こい漁業、うなぎ漁業及びあまご漁業）

エ 漁業時期

あゆ漁業 6月1日から11月30日まで

こい漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 〃

あまご漁業 2月1日から9月30日まで

オ 関係地区 上浮穴郡久万高原町及び喜多郡内子町

15 免許番号 内共第15号

(1) 漁業権に関する事項

ア 漁場の位置 肱川

イ 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流のCとDを結んだ直線間の区域

基点 A 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）

B 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）

- C 大洲市長浜町仁久肱川右岸標識1号
- D 大洲市長浜町沖浦(小浦)肱川左岸標識2号
- ウ 漁業の種類 第1種共同漁業(あさり漁業及びえむし漁業)
- エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 大洲市長浜地区及び同市長浜町沖浦地区

16 免許番号 内共第16号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 肱川
- イ 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流のCとDを結んだ直線間の区域

基点 A 大洲市長浜甲576番地(水族館跡)前の地区整理記念碑(肱川右岸)

B 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角(肱川左岸)

C 大洲市白滝肱川治水碑(肱川右岸)から上流へ73メートルの標識

D 大洲市紫柿早橋親柱碑(肱川左岸)から上流へ3.4メートルの標識(階段幅員の上流端)

ウ 漁業の種類 第1種共同漁業(あおのり漁業)

エ 漁業時期 10月1日から翌5月31日まで

オ 関係地区

大洲市長浜、同市長浜町沖浦(小浦)、同町上老松、同町下須戒及び白滝地区

17 免許番号 内共第17号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 肱川
- イ 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の鹿野川ダムえん堤下流端に達する区域の本流及び支流

基点 A 大洲市長浜甲576番地(水族館跡)前の地区整理記念碑(肱川右岸)

B 大洲市長浜町沖浦港北防波堤の東北端角(肱川左岸)

ウ 漁業の種類

第5種共同漁業(あゆ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、あまご漁業及びもくずがに漁業)

エ 漁業時期

あゆ漁業 6月1日から12月31日まで

こい漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 〃

あまご漁業 2月1日から9月30日まで

もくずがに漁業 8月1日から翌4月30日まで

オ 関係地区 大洲市、伊予市中山町、喜多郡内子町及び伊予郡砥部町

18 免許番号 内共第18号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 肱川
- イ 漁場の区域

大洲市肱川町鹿野川ダムえん堤の上流端の線から上流の本流及び支流

ウ 漁業の種類 第5種共同漁業(あゆ漁業、こい漁業、うなぎ漁業及びあまご漁業)

- エ 漁業時期
 - あゆ漁業 6月1日から12月31日まで
 - こい漁業 1月1日から12月31日まで
 - うなぎ漁業 〃
 - あまご漁業 2月1日から9月30日まで
- オ 関係地区 西予市宇和町、野村町、城川町及び大洲市肱川町

19 免許番号 内共第19号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 広見川
- イ 漁場の区域
 - AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流
 - 基点 A 広見川右岸の愛媛県と高知県との県境
 - B 広見川左岸の愛媛県と高知県との県境
- ウ 漁業の種類 第5種共同漁業（あゆ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、あまご漁業及びもくずがに漁業）
- エ 漁業時期
 - あゆ漁業 6月1日から12月31日まで
 - こい漁業 1月1日から12月31日まで
 - うなぎ漁業 〃
 - あまご漁業 2月1日から9月30日まで
 - もくずがに漁業 8月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 北宇和郡松野町、同郡鬼北町及び宇和島市三間町

20 免許番号 内共第20号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 岩松川
- イ 漁場の区域
 - AとBとを結んだ直線から上流の宇和島市津島町新橋上流端から上流50メートルに達する区域及び同町巽橋上流端から上流200メートルに達する区域
 - 基点 A 宇和島市津島町巽橋西詰北角
 - B Aから0度岩松川右岸堤防標識1号
- ウ 漁業の種類 第1種共同漁業（あおさ漁業及びあおのり漁業）
- エ 漁業時期 10月1日から翌5月31日まで
- オ 関係地区 宇和島市津島町

21 免許番号 内共第21号

(1) 漁業権に関する事項

- ア 漁場の位置 岩松川
- イ 漁場の区域
 - AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流
 - 基点 A 宇和島市津島町巽橋西詰北角
 - B Aから0度岩松川右岸堤防標識1号

- ウ 漁業の種類 第5種共同漁業（あゆ漁業、うなぎ漁業及びもくずがに漁業）
- エ 漁業時期
 - あゆ漁業 6月1日から11月30日まで
 - うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで
 - もくずがに漁業 8月1日から12月31日まで
- オ 関係地区 宇和島市津島町

1 免許番号内区第1号から内区第9号まで

漁業権に関する事項							
免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件
内区第1号	渦井川	AとBを結んだ直線から上流のCとDを結んだ直線までの区域。ただし、河川護岸から3メートルの区域を除く。 基点A 西条市船屋渦井川右岸碇神社護岸開口中央玉津標識1号 B 西条市市塚渦井川左岸水門北端玉津標識2号 C 西条市玉津渦井川右岸標識3号 D 西条市市塚渦井川左岸標識4号	第1種 区画漁業 (のり養殖業)	10月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	西条市玉津地区	別記1のとおり
内区第2号	加茂川	AとBを結んだ直線から上流の西条市古川橋上流端に達する区域。ただし、西条市古川橋上流端から下流100メートルまでの区域及び河川護岸から10メートルの区域を除く。 基点A 西条市古川加茂川右岸標識1号 B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号	第1種 区画漁業 (のり養殖業)	10月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	西条市禎瑞地区及び神拝地区	別記1のとおり
内区第3号	中山川	AとBを結んだ直線から上流の西条市禎瑞境橋下流端及び同市新兵衛新兵衛橋下流端に達する区域。ただし、河川護岸から10メートルの区域を除く。 基点A 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号 B 西条市氷見甲中山川左岸標識4号	第1種 区画漁業 (のり養殖業)	10月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	西条市禎瑞地区	別記1のとおり
内区第4号	猪狩川	西条市禎瑞境橋上流端から同市西泉甲猪狩川橋下流端に達する区域。ただし、西条市西泉甲猪狩川橋下流端から下流200メートルまでの区域及び河川護岸から4メートルの区域を除く。	第1種 区画漁業 (のり養殖業)	10月1日から翌5月31日まで	団体漁業権	西条市禎瑞地区	別記1のとおり
内区第5号	西条市 禎瑞	乙女川	第2種 区画漁業 (こい養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	西条市	別記2のとおり
内区第6号	今治市 新谷甲 326番地	宮下池	第2種 区画漁業 (こい養殖業)	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	今治市	別記2のとおり

内区 第7号	今治市 新谷甲 471番地	土居下池	第2種 区画漁業 (こい 養殖業)	1月1日 から 12月31日 まで	個別漁業権	今治市	別記2 のとおり
内区 第8号	今治市 新谷甲 467番地	土居上池	第2種 区画漁業 (こい 養殖業)	1月1日 から 12月31日 まで	個別漁業権	今治市	別記2 のとおり
内区 第9号	今治市 新谷甲 327番地	竹谷池	第2種 区画漁業 (こい 養殖業)	1月1日 から 12月31日 まで	個別漁業権	今治市	別記2 のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 毎年1月末までに魚種別の放養尾数、生産量及び投餌量に係る当該年の計画書及び前年の実績報告書を知事に提出しなければならない。